

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 3 0 号
件 名	都市計画区域線引きの見直しについて
紹 介 議 員	金子益夫, 玉木良平, 木村文祐, 渡辺 仁, 遠藤 哲, 阿部松雄, 金子 孝, 渡辺孝二, 水澤 仁, 大泉 弘, 下坂忠彦, 田辺 新, 串田修平, 金子恵美
要 旨	<p>今回進められている都市計画の変更(全市一律線引きを行う)について, 私たち(南区, 西蒲区)には次のような事項で理解できないことが多くあります。何とぞ私たちが理解, 納得してから計画を進めてください。</p> <p>まず, 現在の説明では, 政令指定都市は全市一律に線引きを行うよう国, 県の指導があり変更することが強調され, 市民に利益があるのかわかりません。規制の一元化が平等ではなく, 利益の一元化が平等と思います。</p> <p>次に線引きの方針ですが, 田園地域の保全のため, 現在の市街化区域(南区, 西蒲区は用途地域)以外は市街化調整区域にして開発を抑制するというものです。この計画ですと他地域からの流入人口は期待できなくなり, 高齢化が進み人口が激減し, 子供が減少して地域の核である保育園, 学校等がなくなり, 地域が衰退すると思います。</p> <p>最後に土地の資産価値ですが, 線引き後は農地以外に利用できなくなると資産価値は現在の7分の1以下になると言われています。所有者の責任で損失をこうむるものではなく, 線引きによってこうむる損失です。この損失の補てんはありません。地域経済に及ぼす影響は多大であり, 地域の活性化ではなく, 衰退化を招くと思います。</p> <p>以上のような事項が考えられ, 現時点では直接的な影響は少ないと思いますが, 影響が出るのは5年から10年後です。全国の市町村にあっては行政の説明不足を指摘する声が多々あります。南区, 西蒲区の住民に対して時間をかけて説明し, 理解を得るようにして事業を進めてほしいと思い下記のとおりお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	平成20年12月 8日 環境建設常任委員会
受 理	平成20年12月 3日 第63号

	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 現在計画が進められている都市計画変更（線引き設定）については、南区及び西蒲区は初めてのことであり、新潟市が予定しているタイムスケジュールにこだわらず、住民に対して理解，納得できる説明をして協議し，了解を得て失敗のないように進めること。</p>
--	---